

# 改正健康増進法から見えること

公益財団法人結核予防会

事業部副部長 佐藤 利光

## 健康日本21推進全国連絡協議会第1回分科会から

平成30年度第1回の分科会が、8月1日、千代田区の歯科医師会館で行われた。協議会は全国151の団体が加盟、協議会幹事に本会から前川事業部長、企画部会委員に筆者が参画している。今回は「医科歯科連携による受動喫煙防止と禁煙対策」がテーマ。冒頭挨拶に厚生労働省健康局長の宇都宮啓氏、特別講演に前健康課長の正林督章氏が立った。長く本省でタバコ規制に関わった正林氏は8月1日付で国立がんセンター理事長特任補佐に異動した。後任は武井貞治氏。

正林前課長から改正健康増進法成立までの説明があり、立場によってはまだ生温いという批判があるがともかく第一歩を踏み出せたことを評価したいという話だった。加熱式タバコの害はまだエビデンスがないので専用室内なら喫煙・飲食を可能としたこと、また既存の小規模飲食店は喫煙可としたが2年で18%の店舗が入れ替わるので、例外店舗は自然減という見立てである。厚労省としては喫煙者や業界団体への配慮も法案成立のためには必要だったということだ。一般講演3題では、間接受動喫煙の問題提起（高野直久氏）、ニコチン依存症の視点を欠くことによる様々な誤解と加熱式タバコの害（村松弘康氏）、分煙は悪い意味で日本的（花島直樹氏）などの指摘がなされた。受動喫煙防止を巡り、2020年東京五輪までに法整備を進めたい国と、タバコの健康被害そのものをなくすために何が必要なのかを説く医療従事者側とで見解の相違が見られた。

なお、学校・病院・役所など公共機関における「敷地内禁煙」では、国は屋外喫煙所の設置を可としたが、東京都受動喫煙防止条例では幼稚園・保育所・小中高は屋外喫煙所を不可とした。また、小規模飲食店では国が既存店を例外としたのに対し、都は従業員がいない店については可としている。

## 飲食店はどちらを向くのか

加熱式専用室での飲食を可としたことで、次のような状況が出る可能性がある。

現在私たちがファミレスに行くとまず喫煙席・禁煙席の希望を聞かれるが、今後は加熱式タバコを吸うか吸わないかを聞かれ、吸う場合は専用室に案内される。専用室の規定はこれからだが一般席への煙や成分の流出を防ぐには、陰圧にして場合によっては前室も設けなければ完全とは言えないだろう。未成年者は入室禁止なので高校生のアルバイト店員は入れず、店側はスタッフ配置に年齢を考慮する必要がある。紙巻タバコは店の隅にある喫煙室を使う。加熱式専用室は飲食可能なのでここで紙巻を吸うことはできない。その店では、一般禁煙席（オープンエリア）・飲食可能な加熱式専用室・喫煙室の3種類のスペースが共存する。200㎡のうち6割が禁煙席、中年男性4割が喫煙者であることを考慮し残り面積の3割が加熱式専用室、1割が喫煙室という配置もありうる。将来加熱式のエビデンスが出て紙巻と同様の扱いになった場合は、この専用室は無用になり撤去費用がまた掛かる。都条例は案の段階では加熱式も飲食不可としていたがこちらでも改正法に合わせたものになった。店側の立場になれば、加熱式を飲食可としたことで設備投資や集客戦略がより複雑になった感がある。ならば最初から全面禁煙にしてしまえという店が増えるかどうかだが、米国FDA（食品医薬品局）がアイコスについて自国での販売をなかなか認めず、紙巻に比べて有害性は低いと言いつつもが無害とは言っていないことなどを考えると、今回の改正法、都条例ともに加熱式を飲食可としたことが最善手なのかどうか疑問が残る。☹

